

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年7月18日 16時30分ごろ
発生場所	北海道石狩湾港 石狩湾港中央ふ頭LNG棧橋シーバース灯から真方位223°1,710m付近 (概位 北緯43°12.0′ 東経141°16.7′)
事故の概要	作業船若潮丸は、土運船の回頭補助作業中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年8月4日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	作業船 若潮丸、19トン
船舶番号、船舶所有者等	200-32792北海道、渋田海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵のフラップが脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、約半分の浚渫土砂を陸揚げした土運船を右舷着けから左舷着けの状態にするために回頭補助を開始した。</p> <p>本船は、引船により石狩湾港西ふ頭の北西方向に伸びた岸壁北側から約50m引き出されて右旋回している土運船と同岸壁の間に挟まれそうになったので、土運船との距離を確保するために船首を北西方向に向けて約1.5ノットの対地速力で後進していたところ、西ふ頭の岸壁基部付近の浅所（水深約1.5～2.0m付近）に乗り揚げた。</p> <p>本船の喫水は、船首約1.5m、船尾約2.0mであった。</p> <p>船長は、本事故時、土運船との距離を確保しようと土運船の方を見ており、本船と西ふ頭の岸壁との距離を把握していなかった。</p>
分析	本船は、土運船の回頭補助作業中、土運船との距離を確保するために後進した際、船長が、土運船に意識を向け、船位の確認を行っていなかったことから、石狩湾港西ふ頭の岸壁に接近していることに気付かず、同岸壁基部付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、土運船の回頭補助作業中、土運船との距離を確保するために後進した際、船長が、土運船に意識を向け、船位の確認を行っていなかったため、石狩湾港西ふ頭の岸壁に接近していることに気付かず、同岸壁基部付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・航行中は、周囲の状況を確認して操船すること。